



1世帯5万円

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

【担当課】 福祉管理課

住民税均等割非課税世帯などに対し、1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を支給します。給付の対象と思われる方に、10月31日(月)から順次案内を送付します。「家計急変世帯」の申請方法などは、広報かつしか11月5日号でお知らせします。詳しくは区ホームページをご覧ください。



【対象】

▶住民税均等割非課税世帯

9月30日時点で、原則、葛飾区に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

▶家計急変世帯

令和4年1月以降、予期せず収入が減少し、世帯全員の収入(所得)が住民税非課税相当水準以下となった世帯

いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯および国外で課税されており、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯を除く。

住民税均等割非課税世帯分の給付について

【提出方法】

案内に同封されている確認書を記入し、必要書類とともに、返信用封筒で郵送してください。令和4年1月2日～9月30日の間に葛飾区へ転入された方については、前住所地に課税状況を確認次第、案内を送付します。

【提出期限】 令和5年1月31日(火) (消印有効)

給付金の振込には、書類到着後、2週間程度を見込んでいます。

【問い合わせ】 葛飾区緊急支援給付金コールセンター

☎03-6837-8506 (月～金曜日(祝日、12月29日～令和5年1月3日を除く) / 午前8時30分～午後5時)

【注意事項】

本給付金の受給は1回限りです。住民税非課税世帯向けの給付金と家計急変世帯向けの給付金の両方、またはいずれか一方を複数回受給することはできません。さらに、他自治体からすでに支給を受けた方も対象にはなりません。

区独自の給付金の支給について

上記の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象にならない世帯のうち、令和4年度住民税均等割のみ課税世帯(住民税所得割が課税されている方がいない世帯)に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給します。詳しくは、広報かつしか11月5日号でお知らせします。

都市計画道路

補助第284号線(東新小岩南区間)が開通しました

道路の開通により、蔵前橋通りとの交差点をはじめ、交通の流れが大きく変わりました。通行の際は十分注意してください。



【開通日】

9月17日

【区間】

蔵前橋通り～西井堀緑道(延長400m、幅員16m)

【担当課】

道路建設課

☎03-5654-8390

関係機関のお知らせ

第17回 水元公園ふれあいフェスティバル

【日時】11月3日(木・祝) 午前10時～午後4時(小雨決行。順延11月6日(日)) 【内容】ふわふわとねりん・クラフト体験・昔遊び・花の市・移動水族館・ボランティア団体展示・ドローンサッカー・津軽三味線ライブ・金町消防少年団鼓笛隊演奏など 【問い合わせ】水元公園サービスセンター ☎03-3607-8321

区民文化祭

区民の方が日頃の成果を発表します。

【担当課】 生涯学習課 ☎03-5654-8474

Table with 3 columns: 大会名, 日時, 会場. Includes events like 合唱, 文芸展, 茶席, 民謡民舞大会, 将棋大会.

人材募集

申込方法など、詳しくは区ホームページをご覧ください。



Table with 4 columns: 職種・勤務内容, 勤務期間, 申込締切, 担当課. Lists positions like 区立保育園 保育補助 and 心理発達専門員.

消費生活情報

くらしのまど

柔軟剤の正しい使い方

近年、芳香性を工夫した柔軟剤などの商品が増えていますが、正しい使い方を知ることが大切です。今回は、実際の事例とトラブルを未然に防ぐためのアドバイスを紹介します。

【担当課】

消費生活センター(立石5-27-1 ウィメンズパルク内) ☎03-5698-2311

事例①

柔軟剤を使用した洗濯物を室内干ししたところ、においがきつくなり、咳が出るようになった。また、柔軟剤を使用したタオルで顔を拭くと、咳が止まらなくなった。

事例②

隣人の洗濯物のにおいがきつくなり、頭痛や吐き気があるため、窓を開けられず換気扇も回せない。家族全員に同じような症状がある。柔軟剤のにおいが原因ではないかと思う。

アドバイス

手洗いに衣類ににおいを付けることを目的に、香り付けされた柔軟剤や合成洗剤を使用する方がいらつしやると思います。一方で、柔軟剤などの日用品の芳香剤が苦手な方もいます。柔軟剤は、表示された分量で十分な効果が得られます。過剰な使用は、においがきつくなるだけでなく、生地のお手入れに悪影響を及ぼす可能性があります。

困った時は、消費生活センター(☎03-5698-2311)にご相談ください。健康相談については、健康ホットライン(☎03-3602-1244)または保健センター(11面上欄参照)にご相談ください。